

## 公益通報窓口について

千葉市では、下記のとおり公益通報窓口を設置しております。

事業所内部での法令違反行為を確認した場合には、こちらへ通報してください。

### ○千葉市公益通報窓口

#### 千葉市人事課コンプライアンス推進室

TEL : 043-245-5676 FAX : 043-245-5572

E メール [compliance@city.chiba.lg.jp](mailto:compliance@city.chiba.lg.jp)

窓口で受け付けた通報は、その内容により市の担当課または関係機関に連絡し、問題の解決を図ります。また、通報内容の法律を所管する担当課でも直接通報を受け付けます。

HP : <https://www.city.chiba.jp/somu/somu/jinji/compliance/kouekituuhou.html>

### ○公益通報とは…

事業者（事業者又はその役員、従業員等）について法令違反行為が生じ、又はまさに生じようとしている旨を、そこで働く労働者等が、不正の目的でなく、次のいずれかに通報することをいいます。

#### 1 事業者内部

事業者が設置又は指定した通報窓口

#### 2 行政機関

通報内容について命令、勧告等の法的権限を有する行政機関

#### 3 その他の事業者外部

報道機関や消費者団体など被害の発生や拡大を防止するために必要と認められる者

### \* 通報対象となるもの（公益通報保護法第 2 条第 3 項）

一 この法律及び個人の生命又は身体の保護、消費者の利益の擁護、環境の保全、公正な競争の確保その他の国民の生命、身体、財産その他の利益の保護に関わる法律として別表に掲げるもの（これらの法律に基づく命令を含む。以下この項において同じ。）に規定する罪の犯罪行為の事実又はこの法律及び同表に掲げる法律に規定する過料の理由とされている事実

二 別表に掲げる法律の規定に基づく処分に違反することが前号に掲げる事実となる場合における当該処分の理由とされている事実（当該処分の理由とされている事実が同表に掲げる法律の規定に基づく他の処分に違反し、又は勧告等に従わない事実である場合における当該他の処分又は勧告等の理由とされている事実を含む。）